柏市清掃工場
長期責任委託事業
公　募　説　明　書

平成 19 年 4 月 20 日

柏　　市

目　次

１ 公告日……1
２ 発注者……1
３ 担当部局等……1
（１）担当部局及びその連絡先……1
（２）アドバイザー……2
４ 事業概要……2
（１）本事業として市が受託者に対して委託する業務……2
（２）運営維持管理等……2
（３）事業名称……3
（４）事業場所……3
（５）事業期間等……3
５ 事業者選定の手続……3
（１）契約締結までの流れ……3
（２）契約締結までのスケジュール……5
（３）審査会の設置……6
６ 募集要項（第一部）……6
（１）募集要項（第一部）の構成……6
（２）募集要項（第一部）の配布……6
（３）募集要項（第一部）に関する質疑回答……6
７ 参加資格要件等……7
（１）応募者等の構成……7
（２）応募者等の参加資格要件……8
（３）参加資格の喪失等……8
８ 参加資格確認……9
（１）資格確認申請書類の構成……9
（２）資格確認申請書類の提出……10
（３）資格審査結果……10
９ 募集要項（第二部）……10
（１）募集要項（第二部）の構成……10
（２）募集要項（第二部）の交付方法……10
（３）参考資料の配布・閲覧……10
（４）募集要項（第二部）に関する質疑回答……11
１０ 本件施設の視察……11
１１ 参加資格者等へのヒアリング……12
（１）ヒアリング日程等……12

（２）ヒアリング事項 12
１２ 公募書類の提出 13
（１）公募書類の構成 13
（２）公募書類の提出 13
（３）辞退 14
（４）無効 14
（５）価格提案にあたっての留意事項 14
（６）公募書類の修正等の禁止 15
（７）著作権 15
（８）その他 15
１３ 優先交渉権者の決定等 15
（１）審査及び優先交渉権者決定方法 15
（２）審査結果の通知 16
（３）審査結果の公表 16
（４）優先交渉権者決定後の手続 16
１４ 契約保証金 17
（１）契約保証金 17
１５ その他 17
（１）審査結果についての説明請求 17
（２）費用負担 18
（３）使用言語等 18
別紙１　参考資料 19
別紙２　優先交渉権者決定基準 20

本公募説明書は，「柏市清掃工場長期責任委託事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を公募プロポーザルにより選定するにあたり適用されるものであり，本事業に係る公募の公告に基づく民間事業者の選定等については，関係法令に定めるもののほか，募集要項（公募説明書，要求水準書，基本契約書案，事業契約書案，様式集，参考資料）によるものとする。

本事業に係る公募に参加することを希望する者は，募集要項に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で，募集要項に沿って，本事業の目的に合った条件で，応募資料の作成等を行うものとする。

１　公告日

平成 19 年４月 20 日

２　発注者

柏市長　　本　多　　晃

３　担当部局等

（１）担当部局及びその連絡先

本公募において，本事業の事務及び公募手続を担当する部局（以下「担当部局」という。）は，以下のとおりとする。

また，参考資料の配布，閲覧及び見学を行う場所も同様とする。

柏市北部クリーンセンター
住所　　〒277-0801　千葉県柏市船戸山高野 538 番地
TEL　　04-7131-7900
FAX　　04-7131-6552
Ｅ-mail　info-sskj@city.kashiwa.lg.jp

（2）アドバイザー

担当部局の行う事務に対する助言を行うものとして，以下のアドバイザーを置く。

ア　株式会社日本総合研究所
イ　あさひ・狛法律事務所

4　事業概要

本事業は，市から搬入される一般廃棄物について，事業者として選定された企業若しくは企業グループ（以下「受託者」という。）が適正に処理することを目的とする。

（1）本事業として市が受託者に対して委託する業務

本事業として市が受託者に対して委託する業務は，次のとおりとする。ただし，柏市廃棄物処理清掃条例第２０条に規定する処理困難物の処理を除く。

ア　市が収集する可燃ごみの処理。
イ　市が収集する粗大・不燃ごみの処理。
ウ　市内の一般家庭から排出される一般廃棄物で市民が市長の指定する場所へ搬入するごみ及び事業活動に伴って生じる一般廃棄物で事業者が市長の定める場所へ搬入するごみ（以下「直搬ごみ」という。）の処理。
エ　許可業者が搬入するごみ（以下「許可ごみ」という。）の処理。
オ　し尿汚泥及び粗大ごみ処理施設等からの可燃・不燃残渣（以下「し尿汚泥等」という。）の処理。
カ　近隣市との協定に基づいて搬入される一般廃棄物及び災害時に搬入される一般廃棄物等の処理。
キ　上記ア～カまでの処理をするために必要な柏市清掃工場，粗大ごみ処理施設，洗車水処理場及び管理棟・関連施設（以下「本件施設」という。）の運転，ユーティリティの確保，日常点検，定期点検，部品等の調達，補修工事（以下「運営維持管理業務」という。）等に係る業務。

（2）運営維持管理等

ア　市は，受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって施設を所有し，受託者は特別目的会社を設立し，本件施設を運営維持管理するものとする。
イ　受託者は，本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとする。この場合，本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定調達品」という。）の調達に際し，施工企業の協力を求めることができる。

ウ　特定調達品の定期点検，部品等の調達，補修工事（以下「オーバーホール」という。）について，自ら代替品の調達を行うことが困難な場合，施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

エ　受託者は，本件施設の運転，ユーティリティの確保，日常点検（以下「運転業務」という。）を市職員から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）に，市職員から当該業務の引継ぎを行うこととする。この場合，市は市職員の配置転換等の移行を行う期間（以下「移行期間」という。）を設定し，当該期間は市職員及び受託者が業務を分担し，運転業務を行うものとする。

オ　市は，受託者と協議の上，受託者が本件施設に係る募集要項の記載内容と本件施設の現況との間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

（3）事業名称

柏市清掃工場長期責任委託事業

（4）事業場所

柏市清掃工場
千葉県柏市船戸山高野 538 番地

（5）事業期間等

事業準備期間，乖離請求期間，運営期間及び事業期間は，以下のとおりとする。

ア　事業準備期間：平成 20 年１月１日から平成 20 年３月 31 日
イ　乖離請求期間：平成 20 年４月１日から平成 21 年３月 31 日
ウ　移行期間　　：平成 20 年４月１日から平成 23 年３月 31 日
エ　運営期間　　：平成 20 年４月１日から平成 34 年３月 31 日
オ　事業期間　　：契約締結から平成 34 年３月 31 日

5　事業者選定の手続

（1）契約締結までの流れ

公告から契約締結に至るまでの流れは，図表１のとおりである。

図表１　契約締結までの流れ

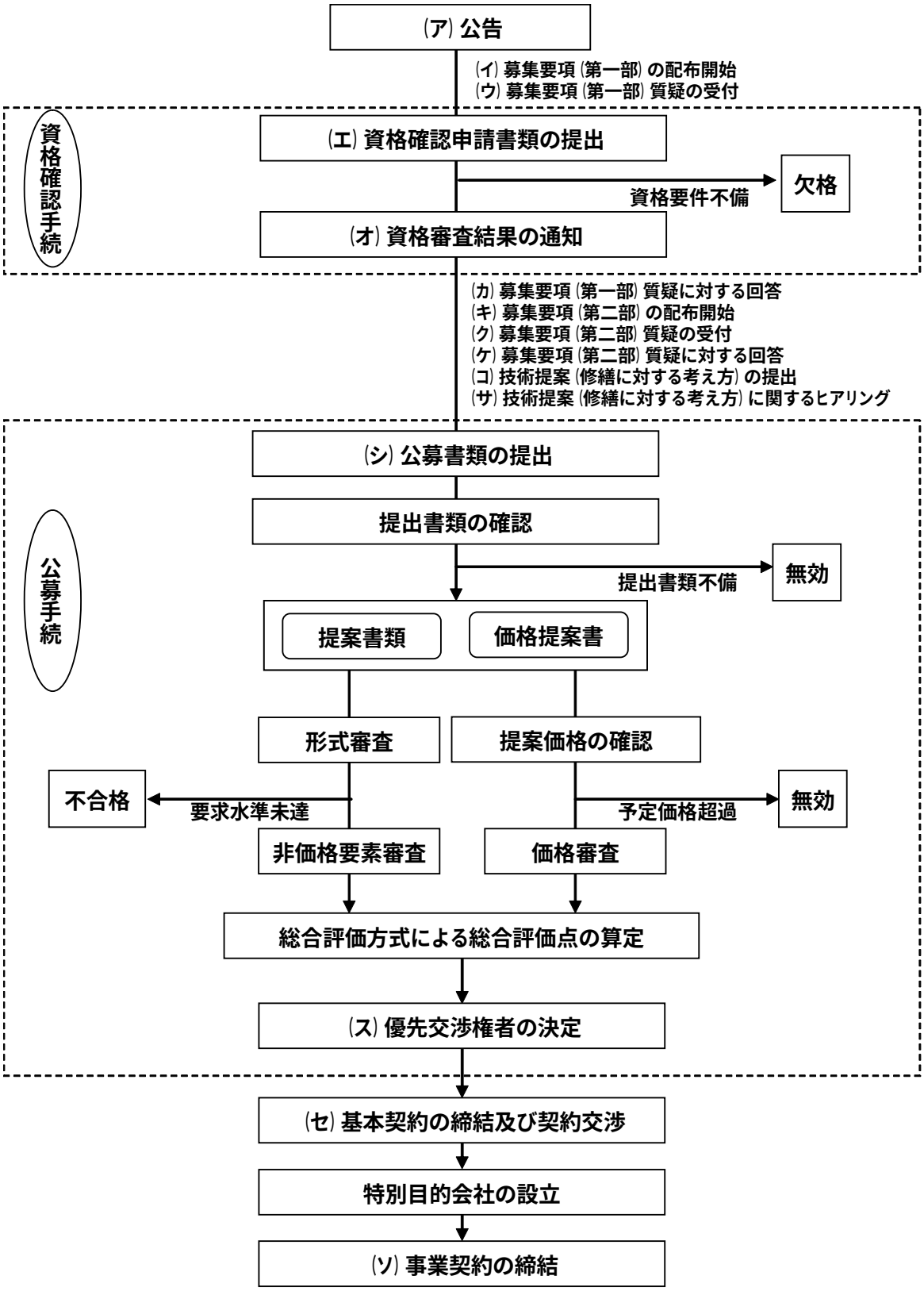

（2）契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は図表２のとおりである。

図表２　契約締結までのスケジュール（予定）

(ア)	公告	平成 19 年４月 20 日（金）
(イ)	募集要項（第一部）の配布開始	平成 19 年４月 20 日（金）
(ウ)	募集要項（第一部）質疑の受付	平成 19 年４月 20 日（金） ～ 平成 19 年５月 16 日（水）
(エ)	資格確認申請書類の提出	平成 19 年５月 16 日（水）
(オ)	資格審査結果の通知	平成 19 年５月 30 日（水）
(カ)	募集要項（第一部）質疑に対する回答	平成 19 年５月 30 日（水）
(キ)	募集要項（第二部）の配布開始	平成 19 年５月 30 日（水）
(ク)	募集要項（第二部）質疑の受付	平成 19 年５月 30 日（水） ～ 平成 19 年６月 13 日（水）
(ケ)	募集要項（第二部）質疑に対する回答	平成 19 年６月 27 日（水）
(コ)	技術提案（修繕に関する考え方）の提出	平成 19 年７月 13 日（金）
(サ)	技術提案（修繕に関する考え方）に関するヒアリング	平成 19 年７月 27 日（金）
(シ)	公募書類の提出	平成 19 年９月 4 日（火）
(ス)	優先交渉権者の決定	平成 19 年９月 28 日（金）
(セ)	基本契約の締結及び契約交渉	平成 19 年 10 月～12 月
(ソ)	事業契約の締結	平成 19 年 12 月

なお，上記スケジュール（予定）は応募者の応募資料提出の状況，審査会の審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

（3）審査会の設置

市は，民間事業者の審査を専門的知見に基づいて実施するにあたって「審査会」を設置する。審査会を構成する委員は，次のとおりである。

（敬称略）

立本　英機	千葉大学工学部共生応用化学科教授
古角　雅行	東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課
稲員とよの	首都大学東京都市環境学部工学研究科准教授
佐藤　長英	あさひ・狛法律事務所 弁護士
長坂　徹也	東北大学大学院 環境科学研究科教授

6　募集要項（第一部）

（1）募集要項（第一部）の構成

募集要項（第一部）は以下のア～ウの書類により構成される。これらの書類は応募資料を作成するにあたっての条件であり，契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

ア　公募説明書
イ　要求水準書
ウ　様式集

（2）募集要項（第一部）の配布

募集要項（第一部）は，以下のとおり配布する。平成 19 年４月 20 日（金）から市のホームページでも公表する。

ア　配布期間　：　平成 19 年４月 20 日(金)から４月 27 日(金)まで
イ　配布時間　：　９時から 17 時まで
ウ　配布場所　：　３（１）の担当部局

（3）募集要項（第一部）に関する質疑回答

①質疑の受付
ア　受付期間　：　平成 19 年４月 20 日(金)から５月 16 日(水)17 時まで
イ　質疑の方法
募集要項（第一部）について質疑のある者は、「募集要項（第一部）に関する

質疑書」（様式第一号①～③）に、その内容を簡潔に記載し、３（１）の担当局部の電子メールアドレス宛に送信すること。企業グループでの参加を予定しているものは、グループを代表する企業がとりまとめるものとする。電子メール送信にあたっては、表題は「募集要項（第一部）に関する質疑」とすること。原則として、持込み、郵送、ＦＡＸ、電話等による質疑は受け付けない。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理しているかどうかの判断は担当部局が行うものとする。受信確認の連絡は行わないこと。

②質疑の回答

ア　回答日　：　平成 19 年５月 30 日(水)

イ　回答方法

市のホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

7　参加資格要件等

（1）応募者等の構成

ア　応募者は，特別目的会社に出資する企業（以下「構成員」という。）及び特別目的会社に出資しない企業（以下「協力会社」といい，構成員と協力会社を総称し「構成企業」という。）から構成されるものとする。この場合，構成員は特別目的会社に出資するものとする。

イ　応募者は，構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに，代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ　応募者は，応募に当たり，構成員及び協力会社がそれぞれ本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。

エ　代表企業，構成員又は協力会社の変更は認めない。ただし，特段の事情があると市が認めた場合は，この限りではない。

オ　構成員又は協力会社のいずれかが他の応募者の構成員又は協力会社となることはできない。

カ　構成員又は協力会社のいずれかと財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社(以下これらを総称して「関係会社」という。）に該当する各企業は，それぞれ他の応募者の構成員及び協力会社になることはできない。

キ　同一応募者が複数の提案を行うことは，できない。

（2）応募者等の参加資格要件

ア　共通の参加資格要件

構成企業はすべて，次の要件を満たさなければならない。

（ア）柏市競争入札の参加資格者として登録されている者であること。

（イ）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（ウ）本事業の資格確認申請書類等の提出日から契約締結の日までの期間に，柏市建設工事請負業者等指名停止要領(昭和 62 年４月１日制定)に基づく指名停止又は柏市建設工事等暴力団対策措置要領（平成 11 年 11 月１日制定）に基づく指名除外を受けている者でないこと。

（エ）旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て，破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て，旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立て，会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て，又は，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（但し，会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第１項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け，その結果の通知を受けたものを除く。）でないこと。

（オ）本事業に関する市のアドバイザー業務を受託した株式会社日本総合研究所及び同協力事務所であるあさひ・狛法律事務所又は当該受託者と関係会社の関係のある者でないこと。

イ　運営維持管理業務に係る実績

すべての構成企業は，次の要件をすべて満たさなければならない。ただし，構成企業が複数の企業の場合は，当該要件を満たす企業が構成企業に含まれればよいものとする。

（ア）流動床式ごみ焼却の運営維持管理業務（オーバーホール業務を含む。）の実績

（イ）ごみ焼却炉の修繕工事の実績

（ウ）ボイラー及びタービンの運営維持管理業務の実績

（エ）粗大ごみ処理施設の運転業務の実績

（オ）排水処理施設の運転業務の実績

（3）参加資格の喪失等

ア　参加資格確認基準日は資格確認申請書類受付期間の最終日とする。

イ　応募者等を構成する企業が，公募書類の提出までの間に（２）に掲げる資格

を欠くこととなった場合は，原則として当該応募者等の参加資格を取り消す。但し，「（２）に掲げる資格を欠くこととなった企業以外の当該応募者等の残存企業（以下「残存企業」という。）が，（２）に掲げる資格を欠くこととなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者等を構成し，かつ，公募書類の提出日までに参加資格の確認申請手続を完了し，参加資格を得られた場合」，及び「新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合」に限り，公募手続を継続することができる。

ウ　応募者等を構成する企業が，公募書類の提出から優先交渉権者決定までの間に（２）に掲げる資格を欠くこととなった場合は，原則として当該応募者等の参加資格を取り消す。但し，残存企業が設立する予定の特別目的会社の事業能力を勘案し，新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合に限り，当該応募者等との契約手続を続行することができるものとする。

８　参加資格確認

市は，応募者等の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者等は次に従って参加資格確認の申請を行い，審査を受けるものとする。

（１）資格確認申請書類の構成

資格確認申請書類は以下のとおりとする。なお，キ～コについては，資格審査後に行われる参考資料の配布・閲覧（９（３）に規定するもの）及び本件施設の視察（１０に規定するもの）を希望する場合に提出すること。

ア　参加資格確認申請書（様式第二号）
イ　応募者等の構成（様式第三号①，②－１，②－２）
ウ　委任状（代表企業に公募手続等を委任するもの）（様式第四号）
エ　運営維持管理業務等の実績（様式第五号）
オ　エを証明する書類
カ　柏市物品等競争入札参加資格審査結果通知書の写し（応募者等を構成する企業すべてについて必要）
キ　誓約書（様式第六号）
ク　参考資料の配布申込書（様式第七号①）
ケ　参考資料の閲覧申込書（様式第七号②）
コ　本件施設の視察申込書（様式第八号）

（2）資格確認申請書類の提出

資格確認申請書類は，正本１部を以下のとおり持参すること。

ア　受付期間　：　平成 19 年５月７日（月）から５月 16 日（水）まで
イ　受付時間　：　９時から 17 時まで
ウ　受付場所　：　３（１）の担当部局

（3）資格審査結果

資格審査結果は，平成 19 年５月 30 日（水）に書面（「参加資格審査結果通知書」）により代表企業に通知する。

9　募集要項（第二部）

（1）募集要項（第二部）の構成

募集要項（第二部）は以下のア～イの書類により構成される。これらの書類は公募書類を作成するにあたっての条件であり，契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となるものである。

ア　基本契約書案
イ　事業契約書案

（2）募集要項（第二部）の交付方法

募集要項（第二部）については，資格審査の結果，参加資格が認められた応募者（以下「参加資格者」という。）の代表企業に対して，８（３）に示す通知とともに送付する。（参加資格者と協力会社を総称して「参加資格者等」という。）

（3）参考資料の配布・閲覧

参加資格者等に対して，別紙１に示す参考資料を以下のとおり配布するとともに，閲覧を認めるものとする。なお，申込については，資格確認申請書類提出時に行うこと。申込を行った参加資格者の代表企業に対し，８（３）に示す通知とともに「参考資料配布・閲覧案内」を送付する。

ア　配布・閲覧日　：　「参考資料配布・閲覧案内」に記載
　（平成 18 年５月 30 日（水）から７月 13 日（金）までの期間において，申込希望日を参考に調整し，指定する。）
イ　配布・閲覧時間　：　９時から 17 時まで
ウ　配布・閲覧場所　：　３（１）の担当部局

エ　閲覧にあたっての注意事項　：　「参考資料配布・閲覧案内」に記載

（4）募集要項（第二部）に関する質疑回答

ア　質疑の受付

（ア）受付期間　：　平成 19 年５月 30 日（水）から６月 13 日（水）17 時まで

（イ）質疑の方法

募集要項（第二部）について質疑のある者は，代表企業が取りまとめて，「募集要項（第二部）に関する質疑書」（様式第九号①～②）に，その内容を簡潔に記載し，３（１）の担当部局の電子メールアドレス宛に送信すること。電子メール送付にあたっては，表題は「募集要項（第二部）に関する質疑」とすること。原則として，持込み，郵送，ＦＡＸ，電話等による質疑は受け付けない。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし，受理しているかどうかの判断は担当部局が行うものとする。受信確認の連絡は行わないこと。

なお，参考資料に関する質問は，原則受け付けないものとする。

イ　質疑に対する回答

（ア）回答日　：　平成 19 年６月 27 日（水）

（イ）回答方法

代表企業宛に電子メールにて回答する。なお，本事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし，すべての質疑に回答するとは限らない。

１０　本件施設の視察

参加資格者等は，本件施設の視察を行うことができる。なお，申込については，資格確認申請書類提出時に行うこと。申込を行った参加資格者の代表企業に対し，８（３）に示す通知とともに「施設視察案内」を送付する。

ア　視察日　：　「施設視察案内」に記載

（平成 19 年５月 30 日（水）から平成 19 年７月 13 日（金）までの期間において，申込希望日を参考に調整し，指定する。）

イ　集合時間　：　「施設視察案内」に記載

ウ　集合場所　：　３（１）の担当部局

エ　視察方法　：　視察は参加資格者ごとに行う。視察人数は５名までとする。

１１　参加資格者等へのヒアリング

本公募への参加資格者等に対して、以下のとおり「修繕等に関する考え方」についてのヒアリングを実施する。

（1）ヒアリング日程等

１．開催日　：平成 19 年 7 月 27 日（金）
２．開催時間：「ヒアリング案内」に記載。
３．開催場所：同上
４．申込方法：平成 19 年 7 月 13 日（金）までに以下の書類を担当部局に持参すること。

（ア）「ヒアリング参加申込書及び修繕等に関する提案書」（様式第十号）

なお、別添資料及びそれに付随する添付資料は 12 部提出するとともに、電子データを担当部局宛に送信すること。参加申込書を提出した参加資格者の電子メールアドレス宛に、後日「ヒアリング案内」を送信する。

（2）ヒアリング事項

参加資格者への修繕等に関するヒアリングでは、主に、以下の項目についてヒアリングを行う。

＜修繕に関するヒアリング項目＞

ヒアリング項目	ヒアリングの視点	提出を求める資料
修繕計画	市が提示している修繕工事や、実施を予定している修繕の計画について	修繕計画に関する考え方
維持管理計画	維持管理の実施計画について	維持管理計画に関する考え方

１２　公募書類の提出

（1）公募書類の構成

参加資格者は価格提案書及び本事業に対する提案内容を記載した提案書類（以下総称して「公募書類」という。）を提出する。（書類を提出した参加資格者を「公募参加者」といい，公募参加者と協力会社を総称して，「公募参加者等」という。）公募書類の構成は以下のとおりとする。

ア　価格提案書（様式第十一号）
イ　委任状（代理人が価格提案書を提出する場合。なお、委任状の写しも提出すること。）（様式第十二号）
ウ　技術提案書（様式第十三号①～⑧，別添「要求水準書適合状況表」）
エ　事業計画書（様式第十四号①～⑨）

（2）公募書類の提出

（１）に示す書類のうち，ア～イについては１部を，ウ～エについては，各々正本１部，副本 12 部，CD-R／RW３部を，以下のとおり持参すること。なお，アは封筒に入れ封緘し，封筒に代表企業名を記載すること。ウ～エはそれぞれ綴じること。

郵送する場合は書留郵便又は配達記録郵便とし，平成 19 年９月３日（月）の 17 時までに受付場所に必着とする。電送によるものは受け付けない。

ア　受付日　　：　平成 19 年９月４日（火）
イ　受付時間　：　９時から 14 時まで

ウ　受付場所　：　３（１）の担当部局

エ　注意事項

CD-R／RW には，（１）のウ～エのうち，電子データで提出が可能なものを格納すること。

CD-R／RW への格納の条件は次のとおりとする。

・CD-R／RW　：　Windows フォーマット
・OS　：　Microsoft 社製の Windows98SE 以降のバージョン
・使用アプリケーション　：　Microsoft 社製の Word，Excel

（３）辞退

参加資格者は，いつでも辞退することができる。辞退する場合は，できるだけ早い段階で「辞退届」（様式第十五号）を３（１）の担当部局に持参すること。

（４）無効

以下のいずれかに該当する場合は無効とする。

ア　公募に参加する資格がない者がした価格提案
イ　委任状を持参しない代理人のした価格提案
ウ　資格確認申請書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の価格提案
エ　公募書類の記載事項が不明なもの又は公募書類に記名押印のないもの
オ　公募書類が不足しているもの
カ　他人の代理を兼ね，2 通以上の価格提案をした価格提案書
キ　価格提案書の金額を改ざんし，又は訂正したもの
ク　一定の金額で価格を表示していないもの
ケ　価格提案について不正な行為があったとき
コ　予定価格を超える金額で価格提案したもの
サ　その他公募に関する条件に違反したとき
シ　期限までに到達しなかった公募書類
ス　事業計画書に示す内訳と価格提案書に示す価格が異なるもの

（５）価格提案にあたっての留意事項

価格提案にあたっては，公募参加者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」及び「刑法（明治 40 年法律第 45 号）」に抵触する行為を行ってはならない。また，公正に公募を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は，当該公募参加者等を価格提案に参加させず又は価格提案の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお，後日，不正な行為が判明した場合には，契約の解除等の措置をとることもある。

（6）公募書類の修正等の禁止

公募書類の提出後の修正，差し替え，再提出又は撤回をすることは認めない。但し，この規定は審査の過程において，市がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

（7）著作権

市は，著作権が応募者に帰属する応募資料について公表等の必要がある場合は，著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。この場合，著作権を保有する者は当該公表について最大限配慮しなければならない。

（8）その他

市は，公募書類の提出があった時点で，公募参加者の名称等を公表することができるものとする。

１３　優先交渉権者の決定等

（1）審査及び優先交渉権者決定方法

別紙２に示す「優先交渉権者決定基準」に基づき，以下により審査を行い優先交渉権者が決定される。

ア　形式審査

提出された公募書類について，審査会において以下のとおり形式審査を行う。

（ア）必要な書類がそろっているか
（イ）書類間で整合しているか
（ウ）要求水準を満たした技術提案がなされているか
（エ）技術提案と提案価格内訳が整合しているか
（オ）事業契約書案を遵守しているか
（カ）事業計画書がコストや収益等の点において妥当か

イ　非価格要素審査

アの形式審査を通過した公募参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に，非価格要素について審査会において審査を行い，非価格要素点を決定する。非価格要素審査時には，最終審査対象者に対するヒアリングを予定している。

ウ　予定価格

市は予定価格を以下のとおり設定する。

予定価格１２,７００,０００,０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

エ　価格審査

ウに示す予定価格を超過していない最終審査対象者の提案価格について，優先交渉権者決定基準により価格点を算出する。

オ　総合評価

市は，審査会の審査結果を踏まえ，最も高い総合評価点を得た応募者を優先交渉権者として選定し，その結果を応募者に通知する。この場合，優先交渉権者との交渉が不調に終わったときは，総合評価点の順位に基づいて次点者（次点者との交渉が不調に終わったときは次次点者，以下同様とする）の事業者と交渉することができる。

カ　優先交渉権者の決定

市は審査会の審査内容をもとに「優先交渉権者」を決定する。

（２）審査結果の通知

審査結果は，公募参加者に対して文書で通知する。

（３）審査結果の公表

審査結果については，審査結果通知後すみやかに，市のホームページにて公表する。

（４）優先交渉権者決定後の手続

ア　基本契約の締結

市と優先交渉権者は，優先交渉権者決定後，基本契約を締結する。

イ　特別目的会社の設立

優先交渉権者は，優先交渉権者決定後速やかに，添付資料(5)（主要な契約条件）1.1（特別目的会社の設立）に定める要件を満たすよう特別目的会社を設立することとする。この場合，構成員以外のものからの特別目的会社への出資は認めない。

ウ　契約の協議

市と優先交渉権者は事業契約の締結のために契約詳細の詰めを実施するものとする。

エ　契約の締結

市は，本件会社と柏市清掃工場長期責任委託事業にかかる事業契約を締結する。事業契約の締結をもって受託者とする。

オ　その他

優先交渉権者が事業契約を締結しない場合は，最終審査対象者の中から１２（１）⑥の総合評価における順位付けの高い者から順に契約協議を行い，（ア）提案金額又は（イ）契約協議の相手方である当該最終審査対象者の提示した提案金額のいずれか低い金額の制限内で，かつ，履行期限を除くほか最初公募に付するときに定めた条件の範囲内にて，随意契約を行うことができる。

１４　契約保証金

（1）契約保証金

受託者は，計画処理量に基づく事業期間にわたる契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）に，100 分の 3 を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を市に提供する。

１５　その他

（1）審査結果についての説明請求

参加資格が認められなかったもの及び優先交渉権者とならなかったものは，その理由について市に対して説明を求めることができる。

ア　説明請求の期日等

審査結果についての説明を求める場合には，市が審査結果を通知した日の翌日から起算して 10 日以内（期間中の市の休日を除く。）に３（１）の担当部局へ書面（書式は自由）を提出することにより，説明請求を行うものとする。郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）又は持参によるものとし，持参の場合は９時から 17 時までとする。

イ　説明請求に対する回答

説明を求めたものに対する回答は，説明請求を受けた日の翌日から起算して７日以内（期間中の市の休日を除く。）に書面により行う。

（２）費用負担

本公募説明書による上記すべての手続に関しては，応募者等は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

（３）使用言語等

本公募説明書に関するすべての意思疎通は書面によるものとし，用いる言語は日本語とする。また公募書類，質疑，審査等における通貨は円，単位はメートル法とする。本公募説明書に関して用いる日時は，日本標準時とする。

別紙１　参考資料

１　焼却施設
（１）フローシート，機器配置図
（２）発注仕様書
（３）取扱説明書
（４）EFD（機器系統図及び機器仕様）
（５）運転フローダイヤグラム
（６）法定検査対象機器の検査記録（ボイラー，タービン，クレーン等）
（７）排ガス，水質測定結果
（８）精密機能検査
（９）事業費履歴（運転，維持管理），整備履歴
（10）修繕工事項目にかかる図面
（11）ごみ搬入量実績，搬出物量実績
（12）ユーティリティ（電気，水道，燃料，薬品等）の使用量実績
（13）法定に定める以外の分析検査測定項目，頻度
（14）住民協定書

２　粗大ごみ処理施設
（１）フローシート，機器配置図
（２）発注仕様書
（３）取扱説明書
（４）機器系統図及び機器仕様
（５）事業費履歴（運転，維持管理），整備履歴
（６）ユーティリティ（電気，水道，燃料，薬品等）の使用量実績
（７）ごみ搬入量実績，排出物実績

３　洗車排水処理施設
（１）フローシート，機器配置図
（２）発注仕様書
（３）取扱説明書
（４）機器系統図及び機器仕様
（５）事業費履歴（運転，維持管理），整備履歴
（６）薬品使用量
（７）処理水量
（８）水質検査結果

別紙２　優先交渉権者決定基準

１　総合評価の方法

予定価格を超過していない最終審査対象者について，「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算出し，総合評価点が最も高い者を，優先交渉権者とする。

総合評価点　＝　価格点　＋　非価格要素点

総合評価点は 100 点を満点とする。
価格点と非価格要素点の比率は，90：10 とする。

２　価格点の算出方法

各最終審査対象者の提案価格について，以下の算式に基づいて価格点を算出する。
点数は，少数点以下第 2 位を四捨五入した値とする。

価格点　＝　90 点×（最低価格／提案価格）

（最低価格：各最終審査対象者の提案価格のうち最も低い価格）

（例）予定価格 13,000 百万円，Ａ社提案価格 12,000 百万円，最低価格 11,000 百万円の場合

Ａ社の価格点＝90 点×(110／120)＝82.5 点

3　非価格要素点の算出方法

（1）評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下のとおりとする。

【非価格要素の評価項目】

評価項目	評価の視点	配点
運営維持管理業務	・ 移行期間の運転管理方法や事業期間での最適な修繕計画に関する提案 ・ 施設状態の確認方法や計画外の修繕等が生じた場合の対応	2
リスクや環境変化への対応能力	・ 非常時の対応プロセス及び対策 ・ 外部環境の変化への対応	2
新技術の導入	・ 新技術の導入による施設機能の向上に関する提案	2
地域や環境への配慮	・ 地域社会への配慮に関する提案 ・ 地球温暖化の防止等、環境負荷の低減に向けた提案	2
市とのコミュニケーションと情報提供	・ 市との円滑なコミュニケーションにより、必要な情報提供を行うための提案	2
合　　計		10

（２）点数化方法

最終審査対象者の提案に対して、（１）の各評価項目について「優れている：2点」「普通：1点」「劣っている：0点」の3段階で評価し、その合計を非価格要素点とする。

（例）最終審査対象者Ａ社について

評価項目	評価の視点	配点	Ａ社の点数
運営維持管理業務	・ 移行期間の運転管理方法や事業期間での最適な修繕計画に関する提案 ・ 施設状態の確認方法や計画外の修繕等が生じた場合の対応	2	2
リスクや環境変化への対応能力	・ 非常時の対応プロセス及び対策 ・ 外部環境の変化への対応	2	1
新技術の導入	・ 新技術の導入による施設機能の向上に関する提案	2	1
地域や環境への配慮	・ 地域社会への配慮に関する提案 ・ 地球温暖化の防止等、環境負荷の低減に向けた提案	2	2
市とのコミュニケーションと情報提供	・ 市との円滑なコミュニケーションにより、必要な情報提供を行うための提案	2	1
合　　計		10	7

４　総合評価点の算出方法

価格点と非価格要素点から１に示す算式に基づき，総合評価点を算出する。

（例）Ａ社の価格点が 82.5 点，非価格要素点が 7 点の場合

Ａ社の総合評価点＝価格点＋非価格要素点
＝82.5 点＋7 点＝89.5 点